

相・続・通・信 第3号



相続手続支援センター

◆松本駅前店

〒390-0817 長野県松本市巾上 13-6

TEL0263-35-6481/FAX0263-87-2117

ブログ : <http://blog.goo.ne.jp/souzokumatumoto>

◆長野駅前店

〒380-0935 長野県長野市中御所 2-14-14

TEL026-223-1322/FAX026-291-4163

相続手続支援センター

◆ 松本店土曜日オープン記念セミナー 『知って得する相続知識』 開催決定 ◆

長く厳しい信州の冬もそろそろ終わりです。卒業式がおわると、その後は入学式。立春も過ぎ、日が暮れるのも遅くなってきた今日この頃、春の到来はもうすぐですね。

この度、松本店の土曜日オープンを記念して、来月 **3/15 (土)** にセミナーを開催することになりました。

1 場所・松本会場：勤労者福祉センター 2階音楽室 AM10:00～AM12:00

長野会場：長野県 JA ビル 12階 F 会議室 PM14:30～PM16:30

2 内容・松本長野共通 一部 「あなたの相続知識は本当に正しいですか？」

二部 「こんな理由で争続になりました」

3 特典・その場で書ける「**自筆証書遺言作成セット**」プレゼント

お電話にてご予約をお待ちしております。セミナーの詳細に関しましては、下記のブログでも順次ご案内していきます。リクエスト等ございましたら、何なりと書き込みいただければ幸いです。相続に関する知識、また社員の日々手続に奮闘する様子等・・・内容盛りだくさんです。

<http://blog.goo.ne.jp/souzokumatumoto> にてお待ちしております。

成迫会計事務所HPからも入れます。是非お越し下さい。

相続“豆”知識

Q

父が先日亡くなりました。遺言書を預かっていたのですが、どうしたらよいのでしょうか？

A

遺言者が亡くなったからといって、すぐに遺言書を開封してはいけません。遺言書の保管者、または発見した相続人は、家庭裁判所に遺言書を持って行き、遺言書の検認を請求し封印のしてある遺言書は家庭裁判所で開封してもらわなければなりません。検認手続きとは、遺言の存在と遺言書の形式や形状などを確認するための手続です。遺言の存在を明確にし、遺言書の紛失や、偽造、変造を防ぐことが目的です。

遺言書の保管者や発見者が、遺言書を提出しなかったり、検認を受けずに開封したりした場合には、5万円以下の過料に処せられます。

公証人役場で作成する公正証書遺言は、検認手続きは必要とされていません。

相続手続支援センター



相続の現場から

証明書申請時の本人確認が義務付けられます。

「戸籍法」及び「住民基本台帳法」の一部が改正されたことに伴ない、5月1日から市役所等の窓口で戸籍などの証明書を申請する際に、本人確認が義務付けられることになりました。窓口を訪れた本人をはじめ代理人、使者、法人担当者について以降本人確認が求められます。

対象となる証明書は、松本市の場合、住民票の写し・住民票記載事項証明書などの住民票関係、戸籍の附票、戸籍謄抄本・除籍謄抄本・届出書記載事項証明書などの戸籍証明関係のほか、身分証明書、結婚情報サービス、結婚相談業者提出用証明書なども含まれます。また不在住・不在籍証明書なども対象となっており、そのほかの行政証明も含まれます。

窓口における本人確認書類としては、免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳のほか、近年認知度が高まってきた住民基本台帳カード（顔写真付）も使えます。さらにこれ以外でも、本人と確認できる書類については認められるとされています。これらは原本のみ有効でコピーは認められません。

代理人や使者（使いの者）については、本人確認に加えて、さらに委任状などの書面によって代理権限の確認が行われます。窓口請求ではなく、郵送請求の場合は本人確認書類についてコピーの使用が認められています。なお返送先は現住所とすることが必要です。

今回の改正に伴って罰則も強化されました。偽りその他の不正な手段により戸籍証明書の交付を受けた者は30万円以下の罰金が科されます。なお、概略では分かりづらい個別の詳細については、もよりの市町村窓口にお問合せ下さい。

お知らせ

MAサービスのご利用案内

年間 10,500 円 (税込) で次のサービスが受けられます！！

○マガジンサービス

全 18 誌より好きなものをお選びいただき、
毎号お手元にお届けします。

「日経マネー」「ミセス」「ゴルフダイジェスト」
「今日の料理&趣味の園芸」「dancyu」等々

○相談サービス

初回相談無料等のサービスを特別価格でご提供
します。

・FP相談サービス

資産運用・保険見直し・住宅ローン等に関する様々なご質問に迅速に回答いたします。

・相続相談サービス

相続対策、遺言書、相続手続きなど相続に関する様々なご質問に迅速に回答いたします。

○ホテル・旅館宿泊割引サービス

全国 51 箇所(平成 19 年 4 月現在)のホテル・旅館を会員特別価格にてご利用できます。
その他にも様々なサービスがございます。

サービスの内容を詳しく知りたい、申し込みを行いたいという方はお電話下さい！

